

私事総第 1077 号
令和 7 年 7 月 14 日

学校法人等代表者 殿
私学共済事務担当者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 福 原 紀 彦

子ども・子育て支援納付金にかかる掛金の徴収について (令和 8 年 4 月分掛金等から)

平素より当事業団の業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 47 号)が令和 6 年 6 月 12 日に公布され、当事業団をはじめとする医療保険者は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負うこととなりました。つきましては、8 年度から徴収する子ども・子育て支援納付金にかかる掛金(以下「子ども・子育て支援金分掛金」といいます。)について、下記のとおりお知らせします。

記

1 子ども・子育て支援金分掛金の徴収

子ども・子育て支援金分掛金は、8 年 4 月分掛金等(8 年 5 月通知)から短期(福祉)掛金に併せて徴収します。子ども・子育て支援金分掛金は、「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳」において、「短期(福祉)掛金 1」及び「短期(福祉)掛金 2」に含めて通知します。

2 子ども・子育て支援金分掛金の加入者負担分の通知(令和 8 年 3 月発送予定)

子ども・子育て支援金分掛金の加入者負担分は、「特定保険料率に相当する掛金額」と同様の一覧表にて通知します。その一覧表を基に、学校法人等の給与明細に子ども・子育て支援金分掛金額(加入者負担分)を表示することができます。

3 子ども・子育て支援金分掛金率

子ども・子育て支援金分掛金率は、国が一律に示すこととされています。掛金率については、決定次第お知らせします。